

第4章 「新・沖縄県発達障害児(者)支援体制整備計画」関係事業等一覧

資料2-②

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
1	1. 早期発見、早期支援体制について	乳幼児健康診査受診率	市町村が実施する乳幼児健康診査の受診率の向上により、乳幼児期からの早期発見、早期支援につながる。	地域保健課		○	乳幼児健康診査受診率	H28 90.5% (1歳6ヶ月児) 87.2% (3歳児)	93.3% (1歳6ヶ月) 90.3% (3歳児)	○	
2	1. 早期発見、早期支援体制について	有所見率の推移	乳幼児健康診査の有所見児に対するフォローを実施するための参考値となり、発達障害児を含めた有所見児の早期発見、早期支援につながる。 ※健診後の要フォローについては、「乳幼児健診の事後フォロー実施状況」(沖縄県の母子保健)について各市町村の取組で整理	地域保健課	障害福祉課	○	有所見率	H28 4.8% (1歳6ヶ月児) 5.9% (3歳児): 474+389/14,731 × 100=5.85 ※有所見率:(精神発達(延)+言語発達遅滞(延))/受診児全体×100 言語発達遅滞は、健診所見内訳の内、言語発達を指す	-	-	
3	1. 早期発見、早期支援体制について	市町村が実施する問診票や健診マニュアルの改訂等	市町村が実施する問診票や健診マニュアルの改訂等の支援を行うことにより、早期発見、早期支援体制整備につながる。	地域保健課	保健所	○	問診票や健診マニュアルの改訂実施状況	平成27年度に乳幼児健康診査受診票検討小委員会にて、改訂に関する検討を行い、平成28年度に問診票・乳幼児健診マニュアルを改訂を行った。	-	-	
4	1. 早期発見、早期支援体制について	宮古・八重山における乳幼児専門健診	宮古・八重山福祉保健所で乳幼児の発達相談等の個別相談を実施することにより、離島支援の充実を図ることを目的としており、親の育児不安の解消や関係者への支援にも繋がっている。	地域保健課	保健所	○	宮古・八重山における乳幼児専門健診の実施状況	【宮古保健所】 ・支援者を対象とした講演会1回 (H28まで) (平成29年2月実施) 【八重山保健所】 ・サポートセンターと合同で総合療育相談実施(年4回予定) ・関係者調整会議開催: 課題の整理等	-	-	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
5	1. 早期発見、早期支援体制について	乳幼児健診時の心理士の配置	乳幼児健診時に心理士を配置することにより、健診の充実を図る。	地域保健課		○	乳幼児健診時の心理士の配置率(市町村)	H27 配置率 1歳6ヶ月児 63.4% 3歳児 61.0% H28配置率 未調査	-	-	
6	1. 早期発見、早期支援体制について	乳幼児健診後のフォローの充実に向けた市町村支援(市町村発達障害者支援体制サポート事業)	サポートコーチ(平成26年度より発達障害地域支援マネジャー)により、乳幼児健診後のフォローの充実に向けた市町村支援を行う。	障害福祉課		○	市町村発達障害者支援体制サポート事業の実施	H28 支援市町村数:16カ所 延支援回数:40件	-	-	
7	1. 早期発見、早期支援体制について	乳幼児健診事後教室の実施状況	乳幼児健診事後教室は、乳幼児健診後の発達が気になる子のフォローや早い段階での支援開始を目的とし、市町村が主体的に実施しているもので、設置数をあげることに、より、より地域での早期支援体制の構築につながる。	地域保健課	障害福祉課	○	乳幼児健診事後教室設置市町村数	H28 設置市町村数:19市町村	22市町村	○	
8	1. 早期発見、早期支援体制について	「沖縄県の母子保健」の作成	地域における母子保健対策向上のための基礎資料としての活用を目的とし、母子保健施策の充実、強化を図る。	地域保健課			沖縄県の母子保健の作成(頻度、母子保健の冊子発行数等)	作成遅れ	-	-	
9	1. 早期発見、早期支援体制について	発達障害特有のアセスメントツール(M-CHAT PARS等)の普及	必要な支援を考えたり、将来の行動を予測したり、支援の成果を調べるための方法として普及を図ることにより、早期発見、早期支援体制の充実を図る。	障害福祉課	健康長寿課	○	アセスメントツールの普及・検討の実績(検討会や研修等の実績)	M-CHAT導入市町村数(1市町村) PARS導市町村数(4市町村) その他のアセスメントツール導入市町村数(11市町村)	-	-	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
10	1. 早期発見、早期支援体制について	市町村新人保健師研修	市町村の新人保健師に対し研修を実施することにより、保健師の資質向上を図る。	地域保健課		○	市町村新人保健師研修受講者数	H28 受講者32名(うち市町村保健師23名)	-	-	
11	1. 早期発見、早期支援体制について	早期発見、早期支援者に対する研修等(発達障害者支援センター運営事業)	主催研修及び共催研修、講師派遣等による研修の実施により、支援者の資質向上を図る。	障害福祉課			発達障害者支援センター運営事業で実施した研修実績	主催・共催研修 件数:36件 (※ペアプロ2クール計14件含む) 延べ受講者数:1955名 講師派遣 件数:158件 延べ受講者数:5819名	-	-	
12	1. 早期発見、早期支援体制について	障害児等療育支援事業	在宅の障害児等が身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図る。	障害福祉課			障害児等療育支援事業の実箇所数 離島支援実績 発達障害支援(登録者数)	支援実施か所:9か所 離島支援:780件 発達障害支援(登録者数):500名	10か所	○	
13	1. 早期発見、早期支援体制について	地域子育て支援拠点事業	地域の子育て中の親子の交流促進や、育児相談等を実施し、地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図る取組等を実施し、地域の子育て支援機能の充実を図る。	子育て支援課		○	地域子育て支援施設設置数等(実績)	93箇所	-	-	
14	1. 早期発見、早期支援体制について	保育所等訪問支援(障害児通所支援)	障害のある子が集団生活を営む施設に訪問支援員が訪問し、専門的な支援・相談などを行うサービス	障害福祉課		○	保育所等訪問支援事業所数	12箇所	-	-	
15	1. 早期発見、早期支援体制について	児童発達支援(障害児通所支援)	未就学の障害のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行うサービスであり、発達障害児の利用促進を図る。	障害福祉課		○	児童発達支援事業所数	186箇所	-	-	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
16	1. 早期発見、早期支援体制について	親子通園事業	発達に遅れがある子に対して、早期の療育支援を行うとともに、育児に関する不安を保護者とともに考える子育て支援を目的としている。	障害福祉課		○	親子通園事業設置箇所	H28 設置数:21か所	22か所 (設置数)	○	
17	1. 早期発見、早期支援体制について	保育士等への研修(発達障害に関する研修会の開催分)	保育士等を対象に発達障害支援に関する研修を実施し、保育士等の資質向上を図る。	子育て支援課	障害福祉課	○	保育士等への研修実績	○保育士等への研修実績(市町村実施分)8市町村 ○認可外保育施設への研修見込360名定員	-	-	
18	1. 早期発見、早期支援体制について	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所職員に対する研修等(発達障害者支援センター運営事業及び圏域別研修等事業)	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所職員に対し、発達障害支援に関する内容の研修等を実施し、サービスの向上を図る。	障害福祉課	福祉事務所	○	発達障害者支援センター運営事業および圏域別研修等事業で実施した研修の実績	【発達障害者支援センター】 ・圏域別研修等事業の共催 件数:3件(中部/宮古/八重山の3圏域)受講者数:250名 ・児童発達支援事業所職員等に対する研修等の実施 主催・共催研修:17件、講師派遣:11件、受講者数:1225名	-	-	
19	1. 早期発見、早期支援体制について	巡回支援専門員整備事業(市町村地域生活支援事業)	発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う事業であり、活用を図ることにより早期発見につながる。	障害福祉課		○	巡回支援専門員整備事業実施市町村数	実施市町村数:7市町村	-	-	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
20	1. 早期発見、早期支援体制について	支援ファイルの作成(改訂)による普及	支援ファイルを、一貫性のある継続的な支援や関係機関の円滑な連携のために活用していくための方法として、各分野関係機関で作成、活用について検討し、発達障害児(者)支援に役立てる。	県立学校教育課	障害福祉課	○	支援ファイルの作成の検討にかかる活動実績	沖縄県障害者自立支援協議会領域・教育部会でのワーキングによる支援ファイルの作成・配布にむけた取組の実施 【沖縄県発達障害者支援センター】 ・主催・共催研修 3件 受講者数:501名 ・講師派遣 17件 受講者数:568名 ・配布数(市町村、関係機関等への配布) 3137冊	-	-	
21	1. 早期発見、早期支援体制について	私立幼稚園特別支援教育補助事業(助成園数)	障害児の受入に要する経費に対する補助を実施することにより、幼稚園の負担を軽減し、発達障害児を含む障害児の就園の促進を図る。	子育て支援課			私立幼稚園特別支援教育補助助成園数	8園	16園	○	
22	1. 早期発見、早期支援体制について	幼児教育政策プログラムの策定率(黄金っ子応援プラン)	市町村における幼児教育政策プログラムの策定を支援し、特別支援教育の充実を図ることや、総合教育センターにおいて、特別支援教育研修会を実施し、理解と支援方法の向上を図る等の取組を行う。	義務教育課		○	幼児教育政策プログラム策定率	策定済み市町村数 14市町村(34.1%)	100%	○	
23	1. 早期発見、早期支援体制について	保育所、幼稚園の連携(保幼小合同研修会)	保育所、幼稚園、小学校合同の研修会を開催することにより、保幼小連携の推進を図る。	義務教育課	県立学校教育課	○	保幼小合同研修会開催実績	H28年度 3回 ・沖縄県幼稚園教諭等研修会 ・保育技術協議会 ・沖縄型幼児教育推進事業連絡協議会	5回 (毎年度)	○	
24	1. 早期発見、早期支援体制について	沖縄県自立支援協議会及び部会(障害者等相談支援体制整備事業)	県全体の障害児者の支援体制の検討や市町村の支援体制に対する意見・助言等を行うことにより、県内の早期支援体制の整備を図る。	障害福祉課			自立支援協議会及び部会開催回数	・自立支援協議会: 1回 ・相談・人材育成部会 1回 ・療育・教育部会 2回 ・就労支援部会 1回 ・住まい・地域支援部会 2回	-	-	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
25	1. 早期発見、早期支援体制について	圏域自立支援連絡会議(障害者等相談支援体制整備事業)	各圏域に圏域自立支援連絡会議を設置し、市町村の課題抽出、相談支援体制に対する支援等を行う。	福祉事務所	障害福祉課		圏域自立支援連絡会設置状況(療育・教育部会関係)	<p>【北部福祉事務所】 ○ペアレント・プログラムの活用 保護者及び療育・教育部会の構成員や北部圏域市町村の支援者を対象に同プログラムを実施した。(全6回/参加者延べ103名/参加保護者数:7名)</p> <p>【中部福祉事務所】 療育・教育部会にて発達障害をテーマに会議を開催(定例会議/年2回、不定期/4回程度開催見込み)、企画研修の実施(1回)</p> <p>【南部福祉事務所】 新サポートノートえいぶるについて療育・教育部会長、県発達障害者支援センター委員、圏域ADから説明を受け、圏域での周知のあり方等を検討。</p> <p>【宮古福祉事務所】 ・相談支援部会の中で課題の抽出、多良間村地域診断(11月)、研修等協議及び検討</p> <p>【八重山福祉事務所】 ・療育・教育部会を2回実施。圏域内発達支援システムワーキンググループを1回開催。 ・市町村・県・事業所の連携、課題等について協議 ・圏域内離島の療育体制向上について協議 ・平成29年度下半期のペアレント・プログラム実施について合意。</p>			
26	1. 早期発見、早期支援体制について	市町村自立支援協議会	市町村自立支援協議会の設置、活用の促進を図る。各圏域に配置したアドバイザーと福祉保健所が連携し、市町村に対する協議会の設置活用について助言、支援を行うことや、市町村においては自立支援協議会を活用し相談支援体制の整備を図る。	福祉事務所	障害福祉課	○	市町村自立支援協議会(全体会)開催回数	50回	205回(累計)	○	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
27	1. 早期発見、早期支援体制について	発達障害児(者)支援機関連絡会議(発達障害者支援体制整備事業)	発達障害児(者)及びその家族に対し、途切れない支援を推進するため、県関係各課等で委員を構成し、支援に係る現状及び課題の共有や対応協議等を行う会議	障害福祉課			発達障害児(者)支援機関連絡会議開催回数	(開催状況) 実務者会議:1回 支援機関連絡会議:2回	-	-	
28	1. 早期発見、早期支援体制について	障害児入所支援事業	福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設・指定医療機関があり、障害の特性に応じて、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能や治療を提供することを目的とする。	児童相談所	障害福祉課		障害児入所支援サービスの提供	医療型障害児入所施設(指定医療機関2機関含め):6施設 福祉型障害児入所施設:4施設	-	-	
29	1. 早期発見、早期支援体制について	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会への参加により、情報交換及び支援内容に関する協議を行うことや、未設置の市町村に対する設置の働きかけや、既設置市町村に対しての運営支援を強化し、協議会の活用を図る。	青少年・子ども家庭課	児童相談所	○	【児童相談所】 要保護児童対策地域協議会 設置市町村数と児相の参加状況	41市町村	41市町村	○	
30	1. 早期発見、早期支援体制について	子ども・若者総合相談センター	ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者育成支援推進法に基づき、子ども・若者総合相談センターを設置し、支援する。	青少年・子ども家庭課			設置に向けた取り組み H26 設置予定	H26.10設置	1か所(設置数)	○	H29は青少年・子ども家庭課が所管
31	1. 早期発見、早期支援体制について	発達障害者支援センター	発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害者に関する各般の問題について発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、発達障害児(者)に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進することを目的とする。	障害福祉課			発達障害者支援センターの設置	1か所	-	-	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
32	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	発達障害特有のアセスメントツール(M-CHAT PARS等)の普及【再掲】	必要な支援を考えたり、将来の行動を予測したり、支援の成果を調べるための方法として普及を図ることにより、早期発見、早期支援体制の充実を図る。	障害福祉課	健康長寿課	○	アセスメントツールの普及・検討の実績(検討会や研修等の実績)	M-CHAT導入市町村数(1市町村) PARS導入市町村数(4市町村) その他のアセスメントツール導入市町村数(11市町村)	-	-	
33	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	沖縄県自立支援協議会及び部会(障害者等相談支援体制整備事業)	県全体の障害児者の支援体制の検討や市町村の支援体制に対する意見・助言等を行うことにより、県内の相談支援体制の整備を図る。	障害福祉課			自立支援協議会及び部会開催回数	・自立支援協議会: 1回 ・相談・人材育成部会 1回 ・療育・教育部会 2回 ・就労支援部会 1回 ・住まい・地域支援部会 2回	-	-	
34	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	圏域自立支援連絡会議(障害者等相談支援体制整備事業)【再掲】	各圏域に圏域自立支援連絡会議を設置し、市町村の課題抽出、相談支援体制に対する支援等を行う。	福祉事務所	障害福祉課		圏域自立支援連絡会議設置状況	圏域自立支援連絡会議の設置: 5圏域(北部、中部、南部、宮古、八重山)	-	-	
35	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	発達障害児(者)支援機関連絡会議(発達障害者支援体制整備事業)【再掲】	発達障害児(者)及びその家族に対し、途切れない支援を推進するため、県関係各課等で委員を構成し、支援に係る現状及び課題の共有や対応協議等を行う会議として開催する。	障害福祉課			発達障害児(者)支援機関連絡会議開催回数	(開催状況) 実務者会議: 1回 支援機関連絡会議: 2回	-	-	
36	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	特別支援教育推進事業運営協議会	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育を総合的に推進するため、各分野の関係者からなる協議会として開催する。	県立学校教育課	障害福祉課		特別支援教育推進事業運営協議会開催回数	県内6教育事務所において、協議会を2回開催 特別支援教育推進運営協議会2回開催	-	-	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
37	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	発達障害者支援センター【再掲】	発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害者に関する各般の問題について発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、発達障害児(者)に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進することを目的とする。	障害福祉課			発達障害者支援センターの設置	1か所	—	—	
38	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	保育所、幼稚園の連携(保幼小合同研修会)【再掲】	保育所、幼稚園、小学校合同の研修会を開催することにより、保幼小連携の推進を図る。	義務教育課	県立学校教育課	○	保幼小合同研修会開催実績	H28年度 3回 ・沖縄県幼稚園教諭等研修会 ・保育技術協議会 ・沖縄型幼児教育推進事業連絡協議会	5回 (毎年度)	○	
39	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	市町村自立支援協議会【再掲】	市町村自立支援協議会の設置、活用の促進を図る。各圏域に配置したアドバイザーと福祉保健所が連携し、市町村に対する協議会の設置活用について助言、支援を行うことや、市町村においては自立支援協議会を活用し相談支援体制の整備を図る。	障害福祉課	福祉事務所	○	市町村自立支援協議会(全体会)開催回数	50回	205回 (累計)	○	
40	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	要保護児童対策地域協議会【再掲】	要保護児童対策地域協議会への参加により、情報交換及び支援内容に関する協議を行うことや、未設置の市町村に対する設置の働きかけや、既設置市町村に対しての運営支援を強化し、協議会の活用を図る。	青少年・子ども家庭課	児童相談所	○	要保護児童対策地域協議会設置市町村数と児相の参加状況	41市町村	41市町村	○	
41	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	障害児等療育支援事業【再掲】	在宅の障害児等が身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図ることを目的として実施し、宮古、八重山の離島を含む県内9箇所の事業所に委託し、支援を実施している。	障害福祉課			障害児等療育支援事業の実箇所数 離島支援実績 発達障害支援(登録者数)	支援実施か所:9か所 離島支援:780件 発達障害支援(登録者数):500名	10箇所	○	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
42	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	幼児教育政策プログラムの策定率(黄金っ子応援プラン)【再掲】	市町村における幼児教育政策プログラムの策定を支援し、特別支援教育の充実を図る。	義務教育課		○	幼児教育政策プログラムの策定率	策定済み市町村数 14市町村(34.1%)	100%	○	
43	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	子ども・若者支援地域協議会	ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に行うため、子ども・若者育成支援推進法に基づき設置する協議会	青少年・子ども家庭課			子ども・若者支援地域協議会 開催回数	2回	-	-	H29は青少年・子ども家庭課が所管
44	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	発達障害者支援センター連絡協議会(発達障害者支援センター運営事業)	発達障害者支援センターが行う発達障害者に対する支援や、関係機関等との連携のあり方について意見等を聴取し、センターが行う総合的なサービスのあり方の検討に資することを目的として開催する。	障害福祉課			発達障害者支援センター連絡協議会開催回数	H28 発達障害者支援センター連絡協議会 実施回数:2回	-	-	
45	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	発達障害支援に関する研修会の実施(福祉・介護人材育成基盤整備事業)	発達障害支援に関する研修会を実施することにより、発達障害児(者)支援に携わる人材育成を目的として実施し、支援者の育成や、資質向上を図る。	福祉政策課	障害福祉課		研修会の開催の実績	-	-	-	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
46	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	発達障害者支援センターによる主催研修、共催研修、講師派遣等(発達障害者支援センター運営事業)	研修や関係機関への講師派遣等により、支援者の資質向上を図る。	障害福祉課		○	発達障害者支援センター運営事業で実施した研修実績	主催・共催研修 件数:36件 (※ペアプロ2クール計14件含む) 延べ受講者数:1,955名 講師派遣 件数:158件 延べ受講者数:5,819名	延べ件数:150件 延べ受講者数: 6,000名(講師派遣)	○	
47	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	特別支援教育実践推進事業	全教職員の特別支援教育に係る指導の改善を図ることを目的とし、内容は管理職研修、一般教員研修がある。	県立学校教育課	義務教育課		・特別支援教育実践推進研修の実施 (開催回数/参加人数)	インクルーシブ教育システム整備事業 ・管理職悉皆研修(469人) ・新任校長・教頭研修(155人) ・一般教員研修(調査中)	-	-	
48	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	特別支援教育人材育成研修	全ての学校現場の特別支援教育に係る推進役(特別支援教育コーディネーター)の強化で、幼児児童生徒への支援の推進を図る。	県立学校教育課	義務教育課		特別支援教育人材育成研修の実績(開催回数/参加人数)	特別支援教育コーディネーター養成研修(752人) 幼稚園特別支援教育実践研修(227人) 特別支援学級・通級指導担当者研修(866人) 校等学校特別支援教育実践推進研修(66人) 合理的配慮に基づくICT教育推進研修(244人)	-	-	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
49	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	圏域別研修等事業(発達障害者支援体制整備事業)	各圏域福祉保健所が、圏域の課題や実状を踏まえ発達障害児(者)支援者等の資質向上や発達障害支援に関する内容の研修等を実施し、支援体制整備を図ることを目的とする。	福祉事務所	障害福祉課		圏域別研修等事業の実績(各圏域ごと)	<p>開催回数【15回:5圏域合計】 【北部】(全6回/参加者延べ103名/参加保護者数:7名) ○ペアレント・プログラムの活用 保護者及び療育・教育部会の構成員や北部圏域市町村の支援者を対象に同プログラムを実施した。</p> <p>【中部】(1回/130名) 知的障がい・発達障がいのある人のためのトラブルシューター養成セミナー基礎コース in 中部</p> <p>【南部】(1回/74名) 新サポートノートえいぶるに関する研修会 対象者:市町村職員、特支教育支援コーディネーター、保健師、相談支援事業所相談員等、就労系事業所支援員等</p> <p>【宮古】(2回/82名) ①宮古圏域発達障害児(者)支援者研修 ②「一家族支援の充実に向けて」 【八重山】(計5回/149名) ①「発達障がい者の就労支援について」(1回/41名) ②「知的障がい・発達障がいのある人のためのトラブルシューター養成セミナー基礎コース in 八重山」(1回/53名) ③新サポートノートえいぶるに関する研修会(3回/55名)</p>	50回	○	
50	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	強度行動障害支援者養成研修	強度行動障害を有する方に対し、適切で専門的な支援を行うため、医療を含めた強度行動障害に対する総合的な支援体制を構築するとともに、障害者福祉施設等の従事者が、専門的な知識や技術を身に付け、本人の生活の質を向上させることを目的とした研修	障害福祉課			強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践研修)	<p>基礎研修 4回開催 236人</p> <p>実践研修 2回開催 116人</p>	-	-	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
51	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	市町村等の支援者に対する研修(市町村発達障害者支援体制サポート事業)	特に、市町村等の地域支援システム構築を目的とした研修等の実施により、市町村の相談支援体制の整備に対する支援を行う。	障害福祉課		○	市町村発達障害者支援体制サポート事業で実施した研修実績	H28 主催・共催研修 件数:5件 延べ受講者数:647名	延べ受講者数 200名	-	
52	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	巡回支援専門員整備事業(市町村地域生活支援事業)【再掲】	保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し、障害が「気になる」段階から支援を行うための体制の整備を図ることを目的としている。	障害福祉課		○	巡回支援専門員整備事業実施市町村数	H28 実施市町村数:7市町村	-	-	
53	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	保育所等訪問支援(障害児通所支援)【再掲】	障害のある子が集団生活を営む施設に訪問支援員が訪問し、専門的な支援・相談などを行うサービス	障害福祉課		○	保育所等訪問支援事業所数	12箇所	-	-	
54	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	児童発達支援(障害児通所支援)	未就学の障害のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行うサービス	障害福祉課		○	児童発達支援事業所数	186箇所	-	-	
55	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	親子通園事業所等職員向け研修	親子通園事業所や児童発達支援事業所等職員向けの研修の実施	障害福祉課		○	親子通園事業所等職員向け研修の実績	・共催研修(沖縄県発達支援通園事業連絡協議会) 件数:1件 受講者数:259名 ・講師派遣 件数:4件 受講者数:85名	-	-	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
56	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	発達障害児者支援に関わる相談・支援機関リストの作成(発達障害者支援センター運営事業)	発達障害児者支援に関わる相談・支援機関リストを作成することにより、当事者及びご家族、支援関係機関がリストを活用し、必要な支援につながることを目的とする。	障害福祉課			発達障害児者支援に関わる相談・支援機関リストの作成	H28 平成29年2月に改訂版を作成・発行(「発達障がい児(者)支援に関わる相談・支援機関リスト」) 発行部数:6,000部	-	-	
57	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	発達障害者支援センターによる関係機関への機関コンサルテーション等(発達障害者支援センター運営事業)	市町村が実施する相談支援の中で、専門的な支援、技術的な助言が必要なケース等に対する支援等を行う。	障害福祉課			発達障害者支援センター運営事業で実施した機関コンサルテーション等の実績	機関コンサルテーション 10件 講師派遣 件数:158件 延べ受講者数:5819名	-	-	
58	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	発達障害者支援センターによる相談支援等(発達障害者支援センター運営事業)	発達障害児(者)に対する、相談支援、発達支援、就労支援等を実施する。	障害福祉課			発達障害者支援センター運営事業による相談支援の実績	相談支援・発達支援:実支援人数423人 延支援件数712件 相談支援・就労支援:実支援人数22人 延支援件数72件	-	-	
59	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	市町村における巡回相談	障害を持つ児(者)に対する相談支援を行う。	保健所	障害福祉課	○	市町村における巡回相談件数(福祉保健所が把握しているもの)や、福祉保健所が実施した相談支援の状況について	【北部保健所】 発達相談会:本島2回 親子ふれあい事業:離島巡回7回 【八重山保健所】 総合相談(障害福祉課委託事業)2回 【宮古保健所】 発達相談:1回	-	-	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
60	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	総合精神保健福祉センターによる、相談支援等	精神障害を持つ児(者)に対する相談支援を行うことや、支援会議への参加により、センターの専門性を活かした支援を通し、市町村や関係機関との連携を図る。	総合精神保健福祉センター			相談実績(件数)等 発達支援センター連絡協議会への参加回数 市町村要保護児童対策協議会への参加回数 特別支援教育協議会への参加回数 適正修学委員会への参加回数	思春期相談電話、来所相談実績(延べ121件) ひきこもり相談実績(実154件、延べ612件) ひきこもり地域連絡協議会(2回) ひきこもり支援機関事例検討会(3回) 発達障害者支援センターとの2者連絡会(1回) 発達障害者支援センター連絡協議会参加(2回) 市町村要保護児童対策協議会参加(1回) 特別支援教育協議会参加回数(0回) 市町村適正修学委員会参加回数(4回)	-	-	
61	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	市町村における相談支援体制の整備(市町村発達障害者支援体制サポート事業)	市町村において相談支援体制を整備する必要があり、体制整備等の支援を行う。	障害福祉課		○	活動実績(支援市町村数等)	H28 支援市町村数:16ヵ所 延べ支援回数:40件	-	-	
62	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	発達障害地域支援マネジメント強化事業	発達障害が疑われる事例や、通常の支援が難しい困難事例等に対応する事業所等に対し、発達障害児(者)の特性に沿った対応ができるよう、地域支援マネジャーを配置し、専門的、広域的な支援を総合的に行う。	障害福祉課			・研修実績 ・対応件数等	研修会開催回数:18回 受講者数:500人 実支援者数:36人 延べ支援件数:232件 調整会議回数:74回 困難事例の対応支援に関するノウハウの普及:3回			
63	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	個別の教育支援計画の作成率	障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくため、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した確かな教育的支援を行うことを目的として作成されるもの	県立学校教育課		○	個別の教育支援計画の作成率	個別の教育支援計画作成率(86.3%)	100%	○	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
64	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	県内の実態調査(市町村発達障害者支援体制サポート事業)	県内の支援体制の実態調査を行うことにより、課題等を把握し、市町村等の支援のあり方について検討する。	障害福祉課	福祉事務所	○	県内の実態調査の実施状況	・市町村乳幼児健診事後教室実施状況 およびフォロー事業に関する調査 実施回数:1回	-	-	
65	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	放課後等デイサービス(障害児通所支援)	就学している障害のある子どもに対して、学校の授業終了後又は休日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を促進する児童福祉法に基づくサービス	障害福祉課		○	放課後等デイサービスの事業所数	295箇所	-	-	
66	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	障害児受入推進事業の実施により、引き続き研修等を実施し、指導員等の専門性の確保を図る。	子育て支援課		○	放課後児童クラブ補助市町村数(補助設置箇所)	H28 22市町村/250箇所	-	-	
67	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	特別支援教育学校支援事業(インクルーシブ教育システム整備事業)	関係機関との連携により、幼児児童生徒への支援を実施する。 (内容) ・専門家チーム、巡回アドバイザーの派遣 ・特別支援教育市町村連絡協議会 ・学生支援員派遣	県立学校教育課	義務教育課	○	・専門家チーム、巡回アドバイザーの派遣件数 ・特別支援教育市町村連絡協議会開催回数 ・学生支援員派遣実績	専門家チーム派遣(16回) 巡回アドバイザー派遣(141回) 市町村連絡協議会開催(年2回) 学生支援員派遣実績(6人)	-	-	
68	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	特別支援教育指導資料集作成	障害理解や指導・支援のノウハウ、実践事例等、学校現場で活用出来る指導の手引き等を作成するとともに、周知・活用のための研修会等を企画し、教職員の特別支援教育に関する資質向上を目的とする。	県立学校教育課			特別支援教育指導資料集作成実績	特別支援学校ICT機器活用事例集	5冊 (累計)	○	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
69	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	高等学校特別支援教育支援員配置数	生活支援、学習支援を必要とする生徒が在籍する県立高等学校へ特別支援教育支援員を配置し、高等学校における特別支援教育の充実を図る。	県立学校教育課			高等学校特別支援教育支援員配置数	高等学校特別支援教育支援員配置数(43人)	22名	○	
70	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	私立幼稚園特別支援教育補助事業(助成園数)【再掲】	障害児の受入に要する経費に対する補助を実施することにより、幼稚園の負担を軽減し、発達障害児を含む障害児の就園の促進を図る。	子育て支援課			私立幼稚園特別支援教育補助助成園数	8園	16園	○	
71	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	障害児就学相談事業(相談件数)	総合教育センターに相談窓口を設置し、小中学校に就学予定の障害児とその保護者及び教育関係者に対して、障害のある児童生徒が自立に向けた適切な就学を行うための相談を行う。	県立学校教育課			障害児就業相談件数	特別支援学校:7630件 ※平成28年4月～ H29年3月 教育センター:44件 ※平成28年4月～11月	-	-	
72	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	児童心理治療施設(旧名称:情緒障害児短期治療施設)	心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている児童を、短期間入所もしくは通所により、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療や、その家族への支援を行うことを目的とする。	青少年・子ども家庭課			設置に向けた取り組み H30設置予定	-	1か所(設置数)	○	
73	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	巡回アドバイザー、専門家チームの活用	巡回アドバイザー、専門家チームの活用により、教職員の資質の向上や発達障害を持つ児童生徒に対する支援強化等を図る。	県立学校教育課	障害福祉課		巡回アドバイザー、専門家チーム活動実績	専門家チーム派遣(6回) 巡回アドバイザー派遣(141回)	-	-	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
74	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	子ども・若者総合相談センター【再掲】	ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上での困を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者育成支援推進法に基づき、子ども・若者総合相談センターを設置し、支援する。	青少年・子ども家庭課			子ども・若者総合相談センターの設置・相談業務の開始	H26.10設置	1か所(設置数)	○	H29は青少年・子ども家庭課が所管
75	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	巡回アドバイザー、専門家チームの活用による教育庁との連携	教育委員会との連携を図り、巡回アドバイザーや専門家チーム派遣の制度の周知を行い、障害児の受入のための体制整備の改善を図る。	総務私学課	子育て支援課(私立幼稚園分)		巡回アドバイザー、専門家チーム活動実績	巡回アドバイザー1件(私立小中高分)	-	-	
76	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	教育庁等が主催する研修会等への私立学校教員の参加促進	教育委員会との連携を図り、教師に対する研修や個別事例の対応のための指導・相談等の支援を行う。	総務私学課	子育て支援課(私立幼稚園分)		教育庁等が主催する研修会等への私立学校教員の参加促進	参加促進	-	-	
77	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	学習支援員・ヘルパー等の配置状況について	市町村立小・中学校での学習支援員・ヘルパー等の配置及び県立高等学校での学習支援員・ヘルパー等の配置により、障害のある児童が普通学級で共に学べる環境を整備する。	県立学校教育課		○	学習支援員・ヘルパー等の配置状況	小中学校支援員等(756人) 高等学校(43人)	30	-	
78	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の普及及びペアレントメンターの活用検討(発達障害者支援センター運営事業)	家族を支える、家族を支援することが発達障害児(者)支援を実施する上で重要であり、家族支援の方法として、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の普及や、ペアレントメンターの活用検討を行う。	障害福祉課	福祉事務所	○	ペアレントトレーニングやペアレントプログラムについての普及にかかる活動実績	<ペアレントプログラムの実施> ・那覇市…計7回、延べ受講者数:64名 ・北部圏域…計7回、延べ受講者数:94名 <ペアレントプログラムの普及研修等> ・共催研修:1件、受講者数:62名 ・講師派遣:9件、受講者数:265名 ・会議等:1件	-	-	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
79	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	当事者団体とのヒアリング(発達障害者支援センター運営事業)	当事者団体との意見交換を実施することにより、発達障害児(者)の実態把握や意見聴取、情報共有等を行い、発達障害児(者)支援の推進を図ることを目的とする。	障害福祉課	福祉事務所		当事者団体とのヒアリング(懇話会)の実施回数	<ul style="list-style-type: none"> 「平成28年度 発達障がい児者に関する親の会・成人当事者団体等との懇話会」 実施回数:1回 参加団体数:12団体 成人当事者会等との情報交換会 実施回数:2件 保護者/成人当事者向け学習会への講師派遣 実施回数:9件、延べ受講者数:217名 	-	-	
80	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	障害児職業自立推進による訪問企業数	障害のある児童生徒に対する職業教育・進路指導の実施や、就労キャンペーンのための企業訪問を実施する。	県立学校教育課			障害児職業自立推進による訪問企業数	訪問企業数(6社)	訪問企業数6社	○	
81	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	子ども・若者社会適応促進事業	困難を有する子ども・若者に対し、基礎生活訓練(日常生活自立、社会参加等)の社会適応プログラム等を実施する。	青少年・子ども家庭課			<ul style="list-style-type: none"> 地域若者サポートステーションへの委託 団体への委託 社会適応プログラム、子どもの居場所、訪問支援等の実施状況 	地域若者サポートステーション受託団体(サポステ名護、サポステ沖縄、サポステ琉球)3団体	3団体	-	H29は青少年・子ども家庭課が所管
82	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	NPO団体等活動補助事業	困難を有する子ども・若者の支援体制の充実を図るため、地域の実情に応じた支援を行う団体及び新たに支援を行う団体等に対し、活動費を助成する。	子ども未来政策課			<ul style="list-style-type: none"> 団体への補助 親支援や訪問支援等による子ども・若者の支援状況 	子ども・若者支援に関わる民間団体3団体(那覇1団体、宮古1団体、八重山1団体)	-	-	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
83	2. 相談支援及び発達支援、関係機関との連携について	障害児入所支援事業【再掲】	福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設・指定医療機関があり、障害の特性に応じて、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能や治療を提供することを目的とする。	児童相談所	障害福祉課		障害児入所支援施設設置数	医療型障害児入所施設(指定医療機関2機関含め):6施設 福祉型障害児入所施設:4施設	-	-	
84	3. 成人期・就労支援について	発達障害者支援センター【再掲】	発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害者に関する各般の問題について発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、発達障害児(者)に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進することを目的とする。	障害福祉課			発達障害者支援センターの設置	1か所	-	-	
85	3. 成人期・就労支援について	就労移行支援事業 就労継続支援事業(障害福祉サービス)	・就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を利用できるサービスであり、利用促進を行うことにより、就労支援の充実を図る。 就労の機会の提供を受け、活動の機会を通じて知識や能力の向上のために必要な訓練等を利用することができるサービスであり、利用促進を行うことにより、就労支援の充実を図る。	障害福祉課		○	就労系サービス事業所の事業所数	472箇所(H29年3月末時点)	-	-	
86	3. 成人期・就労支援について	障害者就業・生活支援センター運営事業	就業を希望する障害のある人に対して、就職するための相談支援や生活支援を一体的に実施する。	障害福祉課			障害者就業・生活支援センター設置箇所数 登録者数	配置箇所 5圏域 H28 2,958名登録	5圏域	○	
87	3. 成人期・就労支援について	雇用開拓・定着支援アドバイザーの配置(障害者等雇用開拓・定着支援事業)	障害者就業・生活支援センターへ雇用開拓・定着支援アドバイザーを配置し、企業訪問等を通じ、圏域内の障害者の職場開拓、働く障害者の定着促進を図る	雇用政策課			雇用開拓・定着支援アドバイザーの配置数	3圏域(南部、宮古、八重山)のセンターへ4名のアドバイザーを配置	-	-	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
88	3. 成人期・就労支援について	障害者職場適応訓練	障害者に対する職業訓練を事業主へ委託し、訓練終了後の雇用促進を図る事業である。	雇用政策課			職場適応訓練受講者数	職場適応訓練受講者数:39名	-	-	
89	3. 成人期・就労支援について	障害者実雇用率	従業員数が50人以上の事業主に対し、従業員数(短時間労働者を含む)の一定比率を障害者とするように義務づけており、民間では2.0%(除外率調整後の常用労働者数に対する障害者の比率)、国や地方では2.2%と定められている。	雇用政策課			障害者実雇用率	2.34%	法定雇用率・民間企業:2.0% ・公的機関:2.3% ・教育委員会:2.2%	○	
90	3. 成人期・就労支援について	障害児職業自立推進による訪問企業数【再掲】	障害のある児童生徒に対する職業教育・進路指導の実施や、就労キャンペーンのための企業訪問等を実施する。	県立学校教育課			障害児職業自立推進による訪問企業数	訪問企業数(6社)	訪問企業数6社(毎年度)	○	
91	3. 成人期・就労支援について	特別支援学校卒業後の進路決定率	発達障害児(者)を含む就労支援や、社会参加、自立に向けた支援を特別支援学校在学時から実施することにより、特別支援学校卒業後の進路決定率が上がる。	県立学校教育課			特別支援学校卒業後の進路決定率	進路決定率96.2%	-	-	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
92	3. 成人期・就労支援について	若者コミュニケーション能力要支援者就職プログラム(沖縄労働局)	就職支援ナビゲーター(発達障害者等支援分)をハローワークの一般窓口配置し、発達障害者専門指導監や専門支援機関等(ハローワークの専門援助部門、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センター、その他の支援機関)と連携し、就職支援を実施している。	障害福祉課			若者コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの活用	-	-	非公表のため、実績の掲載はなし。	
93	3. 成人期・就労支援について	発達障害者就労支援者育成事業(沖縄労働局)	発達障害者に対する理解を促進し、雇用管理のノウハウを付与するため、事業所等において短時間の就労体験を実施している。	障害福祉課			発達障害者就労支援者育成事業の活用	-	-	非公表のため、実績の掲載はなし。	
94	3. 成人期・就労支援について	発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金(沖縄労働局)	発達障害者を公共職業安定所の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主に対して助成するもの	障害福祉課			発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の活用	-	-	非公表のため、実績の掲載はなし。	
95	3. 成人期・就労支援について	職業準備支援:発達障害者就労支援カリキュラム(地域障害者職業センター)	発達障害者に対する職業リハビリテーションサービスの充実・強化を図る。(職業準備支援の中に、発達障害者支援向けの講座等が含まれる。)	障害福祉課			発達障害者に対する支援プログラムの活用	職業準備支援利用者数(49)名中発達障害者等のその他の障害者(22)名	-	-	
96	3. 成人期・就労支援について【再掲】	子ども・若者総合相談センター【再掲】	ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者育成支援推進法に基づき、子ども・若者総合相談センターを設置し、支援する。	青少年・子ども家庭課			設置に向けた取り組み H26 設置予定	H26.10設置	1か所(設置数)	○	H29は青少年・子ども家庭課が所管

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考	
97	3. 成人期・就労支援について	市町村地域生活支援事業の活用	障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう必要な事業を実施することができ、活用促進を図ることにより、地域の発達障害者支援の整備につながる。	障害福祉課		○	市町村地域生活支援事業の活用促進			-	-	
98	3. 成人期・就労支援について	障害者相談支援事業の活用による相談窓口での対応(市町村地域生活支援事業・必須事業)	障害者等からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うことにより、発達障害者の支援の充実につながる。	障害福祉課		○	障害者相談支援事業実施率			-	-	
99	3. 成人期・就労支援について	手帳(療育手帳、精神保健福祉手帳等)の申請及び障害福祉サービス等の情報提供	市町村での手帳(療育手帳、精神保健福祉手帳等)の申請に関する支援や、障害福祉サービス利用に関する情報提供等、障害福祉制度の利用促進に努める。	総合精神保健福祉センター	身体障害者更生相談所	○	療育手帳交付数 精神保健福祉手帳交付数			-	-	
100	3. 成人期・就労支援について	支援者に対する研修等の実施(発達障害者支援センター運営事業)	支援機関の支援者の資質向上、人材育成を図ることを目的に講師派遣及び主催・共催研修等を実施する。	障害福祉課			発達障害者支援センター運営事業による講師派遣及び主催・共催研修等実績			-	-	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
101	3. 成人期・就労支援について	発達障害者支援センター連絡協議会および部会(発達障害者支援センター運営事業)	発達障害者支援センターが行う発達障害者に対する支援や、関係機関等との連携のあり方について意見等を聴取し、センターが行う総合的なサービスのあり方の検討に資することを目的として開催する。	障害福祉課			発達障害者支援センター連絡協議会および部会開催回数	H28 沖縄県発達障害者支援センター連絡協議会 実施回数:2回	-	-	
102	3. 成人期・就労支援について	発達障害児(者)支援機関連絡会議【再掲】	発達障害児(者)及びその家族に対し、途切れない支援を推進するため、県関係各課等で委員を構成し、支援に係る現状及び課題の共有や対応協議等を行う会議として開催する。	障害福祉課			発達障害児(者)支援機関連絡会議開催回数	(開催状況) 実務者会議:1回 支援機関連絡会議:2回	-	-	
103	3. 成人期・就労支援について	沖縄県自立支援協議会就労支援部会の活用	県全体の障害児者の支援体制の検討や市町村の支援体制に対する意見・助言等を行うことにより、県内の成人期支援の充実を図る。	障害福祉課			沖縄県自立支援協議会就労支援部会の開催回数	・就労支援部会 1回	2回 (年間)	○	
104	3. 成人期・就労支援について	市町村自立支援協議会及び圏域自立支援連絡会議の活用	各圏域に圏域自立支援連絡会議を設置し、市町村の課題抽出、相談支援体制に対する支援を実施するとともに、市町村自立支援協議会において成人期支援について協議、検討する。	福祉事務所	障害福祉課	○	・圏域自立支援連絡会議の成人期、就労支援等の部会の設置状況 ・市町村自立支援協議会(全体会)の開催回数	・圏域自立支援連絡会議(就労・成人部会関係):4圏域(北部、中部、南部、八重山) ・市町村自立支援協議会:50回開催	(市町村自立支援協議会) 205回 (累計)	○	
105	3. 成人期・就労支援について	障害者の態様に応じた多様な委託訓練	障害者の職業能力開発のため、障害者の就労支援のノウハウを有する社会福祉法人、NPO法人、企業等に委託して職業訓練を実施する。	労働政策課	障害福祉課		委託訓練の実施状況 (求職者向け訓練のうち発達障害者が募集対象者に含まれるもの、特別支援学校等の生徒を対象としたもの)	・(求職者)8コース/定員51名 (定員割れ等で閉講になった1コース/定員5名は除く) ・(特別支援学校)6コース/定員6名	-	-	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
106	3. 成人期・就労支援について	子ども・若者社会適応促進事業【再掲】	困難を有する子ども・若者に対し、基礎生活訓練(日常生活自立、社会参加等)の社会適応プログラム等を実施する。	青少年・子ども家庭課			・地域若者サポートステーションへの委託 ・団体への委託 ・社会適応プログラム、子どもの居場所、訪問支援等の実施状況	地域若者サポートステーション受託団体(サポステ名護、サポステ沖縄、サポステ琉球)3団体	3団体	-	H29は青少年・子ども家庭課が所管
107	3. 成人期・就労支援について	NPO団体等活動補助事業	困難を有する子ども・若者の支援体制の充実を図るため、地域の実情に応じた支援を行う団体及び新たに支援を行う団体等に対し、活動費を助成する。	子ども未来政策課			・団体への補助 ・親支援や訪問支援等による子ども・若者の支援状況	子ども・若者支援に関わる民間団体3団体(那覇1団体、宮古1団体、八重山1団体)	-	-	
108	3. 成人期・就労支援について	沖縄障害者職業センター等の実施する研修等	事業主や就労支援を行う関係機関に対して実施する発達障害者関係の研修等	障害福祉課			各種研修の実績	・就業支援基礎研修受講者数(71名) ・障害者職業生活相談員資格認定講習受講者数(81名)	-	-	
109	4. 医療機関のネットワークの構築と医療体制	発達障害者支援センター【再掲】	発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害者に関する各般の問題について発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、発達障害児(者)に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進することを目的とする。	障害福祉課			発達障害者支援センターの設置	1箇所	-	-	
110	4. 医療機関のネットワークの構築と医療体制	子どもの心の診療ネットワーク事業	様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに関係機関と連携した支援体制の構築を図ることを目的とした事業であり、医療機関や関係機関とのネットワーク構築に向けた取組を図る。	地域保健課	障害福祉課		子どもの心の診療ネットワーク事業の実施状況	第1回連携会議開催、診療支援等各圏域で事業実施	5圏域	○	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考	
111	4. 医療機関のネットワークの構築と医療体制	発達障がい児(者)支援に関わる医療機関等リストの作成	発達障害の診療を行っている医療機関リストを作成することにより、医療機関の相互協力の推進と、発達障害児(者)や支援者に対し情報提供を行う。	障害福祉課			発達障がい児(者)支援に関わる医療機関リストの作成(改定)状況		「発達障がい児(者)の診療等を行っている医療機関リスト」増刷 発行部数:6000部	-	-	
112	4. 医療機関のネットワークの構築と医療体制	発達障害児(者)支援協力医療機関数	発達障害の診療を行っている医療機関リストを作成することにより、医療機関の相互協力の推進と、発達障害児(者)や支援者に対し情報提供を行う。	障害福祉課			発達障がい児(者)支援に関わる医療機関リストに掲載される医療機関数	H28 30機関	25機関	○		
113	4. 医療機関のネットワークの構築と医療体制	医療機関従事者に対する研修等の実施(発達障害者支援センター運営事業及び福祉介護人材育成基盤整備事業等)	医療機関従事者の専門性の向上及び人材育成を図ることを目的に研修を実施する。	障害福祉課			医療機関従事者に対する研修等の実績		主催研修:1件 受講者数:172名 講師派遣:1件 受講者数:60名	-	-	
114	4. 医療機関のネットワークの構築と医療体制	医師確保対策(こども心療科・こども外来の環境整備)事業	琉球病院において、児童思春期の療養のための病床を確保し、独立したこども心療科を整備し、人材育成拠点とする。	保健医療政策課	障害福祉課		医師確保対策(こども心療科・こども外来の環境整備)事業の実施状況		平成27年度事業にて当該事業内容が完了されたため、平成28年度は実施予定なし。	-	-	
115	4. 医療機関のネットワークの構築と医療体制	県立南部医療センター・こども医療センター「こころの心療科」による診療	県立南部医療センター・こども医療センターにおいて、発達障害児の診療を実施する。	県立病院課	障害福祉課		県立南部医療センター・こども医療センター「こころの心療科」による診療の実施		実施	-	-	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
116	5. 情報発信、普及啓発等について	発達障害者支援センター【再掲】	発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害者に関する各般の問題について発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、発達障害児(者)に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進することを目的とする。	障害福祉課			発達障害者支援センターの設置	1箇所	1か所	○	
117	5. 情報発信、普及啓発等について	発達障害児者支援に関わる相談・支援機関リストの作成(発達障害者支援センター運営事業)【再掲】	発達障害児者支援に関わる相談・支援機関リストを作成することにより、当事者及びご家族、支援関係機関がリストを活用し、必要な支援につながることを目的とする。	障害福祉課			発達障害児者支援に関わる相談・支援機関リストの作成	H28 平成29年2月に改訂版を作成・発行(「発達障がい児(者)支援に関わる相談・支援機関リスト」) 発行部数:6,000部	-	-	
118	5. 情報発信、普及啓発等について	発達障害者支援センターによる啓発パンフレットの作成(発達障害者支援センター運営事業)	発達障害理解のための啓発パンフレット等の作成により、県民及び支援者に正しい知識と理解について情報発信を行う。	障害福祉課			啓発パンフレットの作成状況	啓発冊子「発達障害ってな～に」増刷 発行部数:5,000部 発達障害啓発用パンフレット 発行部数:5,000部 世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間 2017inおきなわ広報資料 発行部数:4,000部	-	-	
119	5. 情報発信、普及啓発等について	発達障がい児(者)支援に関わる医療機関等リストの作成	発達障害の診療を行っている医療機関リストを作成することにより、医療機関の相互協力の推進と、発達障害児(者)や支援者に対し情報提供を行う。	障害福祉課			発達障がい児(者)支援に関わる医療機関リストの作成(改定)状況	「発達障がい児(者)の診療等を行っている医療機関リスト」増刷 発行部数:6,000部	-	-	
120	5. 情報発信、普及啓発等について	講演会や、発達障害理解に向けた普及啓発の取組(発達障害者支援センター運営事業)	毎年度「世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間」を活用し、発達障害理解に向けた普及啓発の取組を積極的に推進する。	障害福祉課		○	世界自閉症啓発デー・発達障害啓発による普及啓発の取り組み状況	H28 ・啓発イベント:2件 (世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間-2016inおきなわ-、障害者週間ミニ展示会) ・講師派遣(啓発講演会)件数:5件 受講者数:190名	延べ件数 5件	○	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
121	5. 情報発信、普及啓発等について	圏域別研修等事業(発達障害者支援体制整備事業) 【再掲】	各圏域福祉保健所が、圏域の課題や実状を踏まえ発達障害児(者)支援者等の資質向上や発達障害支援に関する内容の研修等を実施し、支援体制整備を図ることを目的とする。	福祉事務所	障害福祉課		圏域別研修等事業の実施状況	<p>開催回数【11回:5圏域合計】 【北部】(全6回/参加者延べ103名/参加保護者数:7名) ○ペアレント・プログラムの活用 保護者及び療育・教育部会の構成員や北部圏域市町村の支援者を対象に同プログラムを実施した。</p> <p>【中部】(1回/130名) 知的障がい・発達障がいのある人のためのトラブルシューター養成セミナー基礎コース in 中部</p> <p>【南部】(1回/74名) 新サポートノートえいぶるに関する研修会 対象者:市町村職員、特支教育支援コーディネーター、保健師、相談支援事業所相談員等、就労系事業所支援員等</p> <p>【宮古】(2回/82名) ①宮古圏域発達障害児(者)支援者研修 ②「一家族支援の充実に向けて」</p> <p>【八重山】(圏域計5回/149名)/ ①「発達障がい者の就労支援について」(1回/41名) ②「知的障がい・発達障がいのある人のためのトラブルシューター養成セミナー基礎コース in 八重山」(1回/53名) ③新サポートノートえいぶるに関する研修会(3回/55名)</p>	50回	○	

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	H28	目標設定等	数値目標	備考
122	5. 情報発信、普及啓発等について	発達障害児(者)の実態及び課題の把握	発達障害児(者)を支援している民間団体の把握及び当該団体や関係機関と連携した支援を進めることや、市町村、圏域ごとの発達障害児(者)の実態及び課題の把握を行い情報発信や普及啓発を行う。	障害福祉課	福祉事務所	○	取り組み状況の実績(例:民間団体との連携、実態調査等の実施状況、情報発信や普及啓発の方法、実績等)	・市町村乳幼児健診事後教室実施状況 およびフォロー事業に関する調査 実施回数:1回	-	-	
123	5. 情報発信、普及啓発等について	障害者等雇用事例周知啓発事業	障害者の雇用事例、障害者雇用に関する様々な制度等を情報紙等の手段により県民に広く周知し、障害者の就業促進を図る。	雇用政策課			情報紙発行数	発行部数:約31万部×2回	-	-	
124	5. 情報発信、普及啓発等について	障害者雇用支援月間行事	関係機関と連携し、下記の行事を実施することにより、障害者雇用の周知啓発、雇用促進を図る。①経済団体等に対する要請 ②障害者就職面接会 ③沖縄県障害者雇用優良事業所・優秀勤労者表彰	雇用政策課			行事実施回数	①経済団体等に対する要請 ②障害者就職面接会 ③沖縄県障害者雇用優良事業所・優秀勤労者表彰 ①～③を各1回	-	-	